



国立研究開発法人 海上•港湾•航空技術研究所

海上技術安全研究所 国際会議報告

会 議: 国際海事機関(IMO)第 71 回海洋環境保護委員会(MEPC 71)

開催場所:国際海事機関 (IMO)、英国、ロンドン

会議期間: 2017年7月3日~7日

参加国: 国および地域:103、政府間機構:11、国際機関:50

海技研からの出席者:

太田 進:国際連携センター長

村岡 英一:国際連携センター副センター長

久米 健一:流体設計系実海域性能研究グループ上席研究員

横井 威:環境・動力系環境影響評価研究グループ主任研究員

概要:海洋環境保護委員会は、

● 本年 9 月に発効するバラスト水管理条約の現存船への適用に係る規則の改正案を承認する とともに、当該改正の早期実施に係る決議を採択した。

● エネルギー効率設計指標(EEDI)については、当面引き続き暫定版最低出力ガイドラインを用いることに合意した。また、規制値の見直しに関する通信部会を設置し、Ro-Ro 船に係る規制値の緩和、アイスクラスを有する船の規制値の緩和と高い耐氷性能を有する船の規制対象からの除外等について検討することに合意した。

主な貢献

太田は、義務要件の検討及び採択(議題 3)の審議を担当し、議題 3 の起草部会(Drafting Group)に参画し、条約改正案の仕上げに貢献した。

村岡は、大気汚染及びエネルギー効率(議題 5)及び国際海運のエネルギー効率改善のための更なる技術的・運航的対策(議題 6)の審議を担当し、これら議題の作業部会に参画し、大気汚染防止規制に係る日本の主張の理解促進に貢献した。

横井は、国際海運のエネルギー効率改善のための更なる技術的・運航的対策(議題 6)の審議を 担当し、議題 5 及び議題 6 の作業部会に参画し、燃料消費実績報告制度(DCS)に関する主管庁 データ検証ガイドライン、IMO 船舶燃料消費データベース構築・管理ガイドライン、非締約国籍

船からのデータ提出に係る回章文等に対する審議に貢献した。

久米は、大気汚染及びエネルギー効率 (議題 5) のうち EEDI に係る審議を担当 し、議題 5 及び議題 6 の作業部会に参画 し、EEDI 規制に関する計算ガイドライン の修正提案等に対する審議に対応するとと もに日本提案への理解促進に貢献した。



当所からの出席者



主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 義務要件の改正案等の採択

委員会は、バルト海及び北海海域の NOx 三次規制排出規制海域 (ECA) の追加指定及び燃料油供給記録簿 (Bunker Delivery Note) に記載する情報の修正のための MARPOL 条約附属書VI「船舶からの大気汚染の防止」の改正案を採択した。発効は 2019 年 1 月 1 日の予定。

2 大気汚染とエネルギー効率設計指標(EEDI)

2.1 EEDI 規制

2.1.1 Ro-Ro 船に対する規制

委員会は、従前より審議中の Ro-Ro 貨物船及び Ro-Ro 旅客船の EEDI 規制値については、参照線を約 20%増加 (緩和) させることに基本的に合意した。参照線には、一定の載貨重量以上の大型船において一定値となるよう閾値を設けた。

2.1.2 EEDI レビュー及びアイスクラス船に対する規制

委員会は、MARPOL 条約附属書 VI 第 21.6 規則に従い規制のレビューを行うに当たって、日本をコーディネータとする通信部会 (CG) を設置し、フェーズ 3 に向けた EEDI レビューの他、アイスクラス船の規制値の緩和及び高い耐氷性能を有する船 (耐氷船階級 IA-Super を超える) への規制値の適用除外についても検討することに合意した。

2.1.3 最低推進出力ガイドライン

委員会は、暫定最低推進出力ガイドラインを当面 2020 年以降にも適用することに合意した上で、引き続き検討することに合意した。

2.1.4 大規模な改造がなされた船への EEDI 規制

委員会は、大規模改造後の船に対する EEDI 規制について、主管庁が新船と見なした場合には MARPOL 条約附属書 VI 第 21.1.3 規則通りに実施すべきであり、規則改正の必要はないと結論づけた。一方、改造後の船を新船と見なすかどうかは、主管庁の判断に委ねられていることを再確認した。

2.2 大気汚染関係

2.2.1 船舶から排出されるブラックカーボンの極域の影響

委員会は、船舶から排出されるブラックカーボンの極域の影響の検討について、汚染防止・対応 (PPR) 小委員会で検討を継続することに合意した。

2.2.2 排ガス再循環(EGR)エンジンからの排水

委員会は、EGR エンジンからの排水ガイドラインに濁度を含めないことに合意した。但し、NOx テクニカルコード上に規定する必要性を指摘する意見もあったため、EGR エンジンからの排水ガイドラインの最終化は今次会合では行わず、第 5 回汚染防止・対応小委員会 (PPR 5) で最終化の審議を行うことに合意した。



2.2.3 燃料油サンプルの検査手順

委員会は、船舶に搭載されている燃料油のサンプルの統一的な検査手順の検討を PPR 5 から開始することに合意した。

2.2.4 複数のエンジン運転プロファイル

委員会は、複数のエンジン運転プロファイルの定義を検討し、新規作業計画の範囲の明確化を図り、その結果を次回会合(MEPC 72)に報告するよう、PPR 5 に指示した。

2.2.5 燃料油のベストプラクティスガイドライン

委員会は、燃料油のベストプラクティスガイドライン案を作成したが最終化には至らず、次回 会合に意見を提出するよう各国に要請した。

2.2.6 硫黄分規制の実施

委員会は、第 4 回汚染防止・対応小委員会 (PPR 4) から提案された、不正な燃料油の使用防止、低硫黄燃料油の使用による安全性、2020 年から実施される硫黄分規制の経過的措置などを内容とする、硫黄分規制の実施方法の検討を PPR 小委員会の作業計画に含めることに合意した。また委員会は、ISO (国際標準規格機構) に対し、舶用燃料油の規格 (ISO 8217) の改正の検討を要請することにした。

2.2.7 脱硝装置付きエンジンのガイドラインの改正

委員会は、脱硝装置付きエンジンのガイドラインの改正を承認した。なお、改正内容は、国際 船級協会連合 (IACS) の統一解釈を取り込み、規則の明確化を図るものであって、改正により規 制の内容が大きく変更されることはない。

3 国際海運のエネルギー効率改善のための更なる技術的・運航的対策

3.1 主管庁データ検証ガイドライン

委員会は、MARPOL 附属書 VI の新 22A 規則に従い実施される燃料消費実績報告制度に係る主管庁データ検証ガイドラインについて、日本をコーディネータとする通信部会(CG)が提出したガイドライン案を審議し、合意した。

3.2 IMO 船舶燃料消費データベース構築・管理ガイドライン

委員会は、上記通信部会が提出したガイドライン案を審議し、既存の IMO GISIS (Global Integrated Shipping Information System) を活用し、データベースを構築・開発することに合意した。 さらに、MARPOL 附属書 VI の新 22A.10 規則に従い、委員会に対し燃料消費量等の年次報告を実施することに同意した。

3.3 非締約国籍船からのデータ提出に係る回章文

委員会は、決議案 MEPC.278(70)に従い、非締約国籍船によるデータ報告を奨励する回章文を審議し、これに同意した。

4 次回会合

次回の海洋環境保護委員会 (MEPC 72) は、2018 年 4 月 9 日から 13 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。